

無戸籍の学齢児童生徒の就学状況に関する調査結果

【調査対象】	平成28年3月10日現在で法務省が把握した無戸籍の学齢児童生徒 191人（小学生相当年齢154人，中学生相当年齢37人）
【調査自治体】	141市区町村教育委員会
【調査時点】	平成28年3月10日

※平成28年3月10日現在で法務省が把握した無戸籍の学齢児童生徒数は193人（小学生相当年齢155人，中学生相当年齢38人）であったが，193人のうち2人は同一人物であったことが判明したため，191人として報告する。

※平成27年3月10日現在で法務省が把握していた無戸籍の学齢児童生徒142人のうち，引き続き無戸籍として把握されていた者は120人。

〔無戸籍の学齢児童生徒の状況〕

1 児童生徒の義務教育諸学校への就学状況

① 域内の公立学校に就学している	181	94.8%	※
② 区域外の公立学校や国私立学校へ就学している	9	4.7%	
③ 就学していない	1	0.5%	
計	191	—	

※未就学の1人は，平成28年6月に無戸籍状態は解消済み。

前回調査において未就学が確認された1人は，平成27年8月27日から就学。

2 就学している児童生徒の登校の状況

① 適切に学校に登校している	179	94.2%
② 欠席が目立つ	9	4.7%
③ 不登校状態となっている	2	1.1%
計	190	—

3 未就学期間の有無

① ある	7	3.7%	※
② ない	183	96.3%	
計	190	—	

※未就学期間のある児童生徒7人は，それぞれ1か月(1人)，2か月(2人)，1年8か月(1人)，3年(1人)，5年4か月(1人)，7年7か月(1人)。

*アンダーラインは前回調査においても報告のあった児童生徒

4 スクールソーシャルワーカーによる支援の状況

① 支援を受けている	6	3.2%
② 支援を受けていない	79	41.6%
③ 支援を必要としていない	102	53.7%
④ 支援を必要としているが配置されていない	3	1.6%
計	190	—

5 スクールカウンセラーによる支援の状況

① 受けている	8	4.2%
② 受けていない	72	37.9%
③ 必要としていない	109	57.4%
④ 必要としているが配置されていない	1	0.5%
計	190	—

6 要保護・準要保護の状況

① 要保護児童生徒として認定されている	22	11.6%
② 準要保護児童生徒として認定されている	55	28.9%
③ 受けていない	113	59.5%
計	190	—

※全児童生徒に占める要保護児童生徒の割合は1.5%、準要保護児童生徒の割合は13.9%。

(平成25年度)

7 生活上の課題の有無

① 課題がある	28	14.7%
② 課題がない	162	85.3%
計	190	—

【状況】

- ・親のネグレクト、虐待の疑いから、児童相談所等の機関が継続的に関わっている。
- ・児童養護施設等で親と離れて生活している。
- ・昼夜が逆転した生活を送っている。行政機関から働きかけをしているが、連絡が取れない状況が続く。
- ・寝坊して遅刻する、家庭での食事が十分でない、入浴が滞るなど生活リズムが乱れている。
- ・金銭的・時間的にも困難な状態であり、学校の集金も滞っているため、就学援助費の申請を勧めている。
- ・子供、母親、内縁の夫（子供の血縁上の父親）の3人で同居している。母親と戸籍上の夫との離婚が成立しない。
- ・母親が居所不明であるため、出生届も出されず、未就籍の状態が続いている。
- ・親の就業状況が不安定で生活困窮な状況があり、管轄の児童相談所と教育委員会や戸籍課等で支援しているが、就籍の手続きが進まない状況である。

8 学力や学習状況の課題の有無

① 課題がある	45	23.7%
② 課題がない	145	76.3%
計	190	—

【状況】

- ・国語や算数の学習が遅れている。
- ・学力の向上を図っているが、今後の進学等に向けて不安は大きい。
- ・授業の理解度が低い上に、家庭学習の習慣も十分に身に付いていない。
- ・家庭状況の影響から忘れ物が多い。また、遅刻や欠席が多く、学習が遅れている。
- ・外からの刺激に弱く集中力が持続しないため医療機関を受診した結果、通級指導学級での指導が必要と判定されている。
- ・コミュニケーション能力に課題があり、本人の興味があることの話をして会話が続くようにしている。

〔教育委員会等による支援の取組例〕

- 放課後や長期休業日を活用した補習等を実施している … 55.6%
※学力や学習状況に「①課題がある」を選択した45人に占める割合

【状況】

- ・授業で分からない内容や苦手なところについて、休み時間や昼休み、放課後等を利用して担任や学習支援員が個別に補充学習を行っている。
- ・学校のサマースクールや長期休業日を活用して補習を実施している。

- 個別の支援計画の策定を行っている … 22.2%
※学力や学習状況に「①課題がある」を選択した45人に占める割合

【状況】

- ・校内で保護者の承認を得て個別の支援計画を作成している。
- ・個別支援の計画の中で、中学進学に向けた学習基盤となる学習プログラム(読み書き, 計算等)をベースに、社会性を身に付けていくための同級生との交流プログラムを策定している。
- ・自校にある通級指導教室に通い、自立活動の中で本人にあった学び方について、指導計画を基に指導を行っている。

- 教育委員会と他機関による情報共有のためのルールを決めている … 26.7%
- 就籍に向けた支援を実施している … 50.8%

【状況】

- ・無戸籍者の担当関係者による連絡会（保健福祉分野，戸籍担当部局，市民課，教育委員会等）の下，就籍に向けた方向性を検討するようにしている。
- ・保護者と定期的に面談や家庭訪問する場を設定し，相談機関の説明をしたり，就籍に向けた手続きの進捗状況を確認したりしている。
- ・就籍に向けた手続きが停滞している場合は，その原因を探るとともに，戸籍の重要性を説明している。
- ・家庭裁判所との関わりもあるため，必要に応じて法テラス等の相談機関への相談を働きかけ，弁護士による無料法律相談を受けさせている。
- ・入学時が就籍を勧める契機となるため，入学手続き及び入学通知書の発行と同時に保護者に対して戸籍登録の通知を送ったり，児童の入所施設に対し就籍に関する情報を提供したりしている。

〔参考 16歳～18歳の無戸籍者の状況について〕

- ・義務教育修了後の16歳から18歳の無戸籍者の就学状況は，法務省が平成28年3月10日現在で把握した13人のうち，中学校卒業時に高等学校に進学した生徒は12人，進学も就職もしなかった者は1人である。